



## 参 考

### [根拠法令]

大津市下水道条例  
(占有の許可等)

第 23 条の 2 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(排水設備を除く。以下「占有物件」という。)を設け、公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、公営企業管理者に申請してその許可を受けなければならない。ただし、占有物件について第 22 条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 前項の許可を受けた者は、占有料を納付しなければならない。

3 前項の占有料については、大津市行政財産使用料条例(昭和 46 年条例第 1 号)の例による。

### [基準法令]

大津市下水道条例施行規程  
(占有の許可の申請)

第 20 条 条例第 23 条の 2 (条例第 24 条において準用する場合を含む。)の規定による公共下水道敷地等の占有の申請は、公共下水道敷地等占有申請書(様式第 22 号)により行わなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の申請により公共下水道敷地等の占有を許可したときは、公共下水道敷地等占有許可書(様式第 23 号)を交付する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。